

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、適切な対応に努めることとする。

第1 米穀の新用途への利用の促進の意義

我が国の農業は、国民生活に必要不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有している。また、農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。

一方、我が国の主食用の米穀の需要は、引き続き減少すると見込まれることから、今後も堅調な需要が見込まれる米粉用や飼料用といった米穀の新用途への利用を促進することで、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用していくことが、我が国の食料供給力の強化を図る上で極めて重要である。

このため、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）においては、農業の持続的な発展に関する施策として、需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化を位置付け、生産努力目標として、令和12年度において、米粉用米にあっては13万トン、飼料用米にあっては70万トンを定めている。

この目標の達成に向けては、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和元年12月10日改訂）や農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づいたこれまでの取組を十分踏まえつつ、更に新用途米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいくことが必要である。

第2 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

1 生産者及び製造事業者等の連携

- (1) 主食用米の需給に影響を与えないようにするためにも、新用途米穀については、生産者、製造事業者及び促進事業者が連携し、確実に流通・加工・消費されることが必要である。
- (2) 特に、飼料用米については、飼料原料として相当量の利用が見込まれるため、集荷業者・団体等関係者が中心となって、まとまった数量で安定的に供給する流通体制を円滑に運営することが必要である。

2 消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

- (1) 新用途米穀の需要を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる

商品（米粉及びこれを利用した製品や飼料用米を利用した飼料及びこれを利用した畜産物等）の開発が必要である。

- (2) 特に、輸入小麦・トウモロコシ等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、個別の実需者ニーズの把握にも努めながら、米の特性・機能性を踏まえた、より付加価値の高い商品の開発が重要である。
- (3) その際、米粉用米については、新たな加工法として、米穀をピューレ状・ゼリー状に加工する技術やアルファ化する技術が開発されており、これらを活用した商品の開発により、新たな市場を開拓していくことが必要である。
- (4) また、飼料用米については、生産の持続可能性確保のため、これを利用した畜産物のブランド力の強化を進めることが必要である。

3 海外における需要の創出

- (1) 米粉用米については、海外に輸出する際に競合する他の製品と比較した国内産米粉及びこれを利用した製品の優位性を活かした需要創出に取り組むことが必要である。
- (2) その際、国内産米粉については、その特徴を活かした輸出の拡大を図るため、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条に規定する日本農林規格の制定を検討することが必要である。

4 生産・流通・加工コストの低減

- (1) 新用途米穀の需要を拡大し、また、生産者等の所得を増大させていくためには、コストの低減が重要であり、農林水産業・地域の活力創造プランも踏まえ、多収性品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。
- (2) その際、米粉用米については、多様な用途に対応した米粉の加工技術の改良、開発及びその普及並びに大規模製造ラインに適した米粉の二次加工技術の開発による加工コストの低減に積極的に取り組むことが必要である。
- (3) また、飼料用米については、多収化による生産コスト低減を優先しつつ、経営規模や地域の営農条件に対応した省力化技術の導入の推進、バラ出荷やストックポイントの整備等により、生産・流通コストの低減に積極的に取り組むことが必要である。

5 新用途米穀の供給

- (1) 新用途米穀の需要を拡大するためには、輸入小麦・トウモロコシ等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。
- (2) その際、実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等について一層の推進を図ることが重要である。
- (3) また、商品に適し、かつ、消費者・実需者に受け入れられる品種の導入も重要である。

第3 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

1 生産製造連携事業

(1) 目標及び内容

第2の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

(2) 実施期間

3年以上5年以内とする。

2 新品種育成事業

(1) 目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等開発する品種の目標を設定する。

(2) 実施期間

10年以内とする。

第4 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

1 米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

(1) 国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、実需者等に米粉の種類、米粉及びそれを利用した製品の特性・機能性、飼料用米を原材料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

(2) その際、米粉用米については、生産者と米粉製造事業者が連携して、地域の催事への参画、技術講習会の開催、販売促進活動等に取り組み、米粉用米を利用した製品の魅力、特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努めるとともに、防災食、介護食等の新たな市場の開拓にも留意する。

(3) また、飼料用米については、生産者と畜産事業者が連携し、取組事例等の情報発信や商談会の開催など、飼料用米を活用した畜産物の全国的な認知度の向上や販路開拓に努める。

2 生産者と実需者とのマッチング

(1) 米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

(2) その際、米粉用米については、用途の多様化に伴い、品種毎の需要に応じたマッチングも必要となっていることに留意する。

(3) また、飼料用米については、需要量の増加に伴い、広域でのマッチングも必要となっていることに留意する。

第5 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1 米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示

(1) 米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーを持つ患者のための代替品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令を遵守し、その原材料及びアレ

ルゲンの適切な表示を行う。

- (2) 米粉については、特性や用途に応じた使用方法が消費者・米粉を利用する食品事業者に正確に伝わるよう、米粉製造事業者は、「1番：菓子・料理用」「2番：パン用」といった統一の表記を行い、商品の使用方法の適切な表示等に努める。

2 飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

飼料用米を原材料とする飼料について、国及び地方公共団体は、畜種の特性に応じた効果的な給与技術の畜産農家等への普及に努める。

3 新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

4 新用途米穀の適正な流通の確保

- (1) 生産者、製造事業者及び促進事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）等の法令を遵守するとともに、特に次に掲げる事項に留意する。

ア 新用途米穀を区分するための措置

新用途米穀が主食用として流通することのないよう、品種及び栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行うこと。

イ 帳簿等の備付け

新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付けること。

ウ 契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定すること。

- (2) 国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、法第16条に基づく報告徴収、食糧法に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、法第5条第3項に基づく認定の取消し等必要な措置を講ずる。

5 地域の水田の有効活用

生産者は、新用途米穀の生産により大豆・麦等の本格的生産に支障を来すことがないよう、水田フル活用ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。